

東電刑事裁判 不当判決

被告人全員無罪!

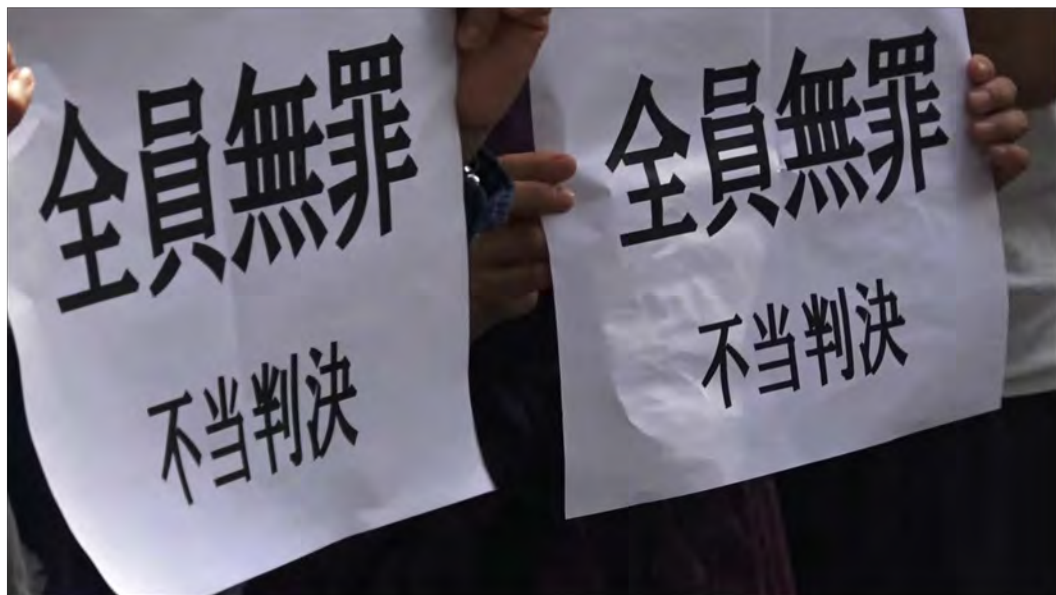
2019年9月19日

福島第一原発事故刑事裁判の判決が下された。

司法犯罪とも言える不当判決の内容を
弁護士・海渡雄一が徹底解説する

前作「東電刑事裁判 動かぬ証拠と原発事故」の改訂版。
東京高等裁判所での控訴審を前に全国民必見の33分間!!





2011年3月11日に発生した福島原発事故。

全国の14,716人が刑事告訴・告発をし、

検察庁は不起訴処分とするも

市民からなる検察審査会は強制起訴を決定した。

業務上過失致死傷罪で禁錮5年を求刑された東電旧経営陣3名に対し

東京地裁・永渕健一裁判長らは2019年9月19、

全員を無罪とする判決を下した。

法廷で示された数々の証拠を無視し

原発に絶対的安全性は求められていなかったと

事実誤認の判断をした不当判決。

検察官役の指定弁護士も「原子力行政を忖度した判決」と控訴した。

この原発犯罪に無罪などあり得ない。



主 文

被告人らは、いずれも無罪。



双葉病院の悲劇

裁判で認定された被害者には、原発から4.5 Kmの距離にある双葉病院から避難する過程で亡くなった44名が含まれています。法廷では病院の医師や看護師らが、患者たちは原発事故さえ無ければ命を落とすことは無かったと証言しました。避難救助に携わった自衛官の調書には、線量計の音が鳴る間隔がどんどん短くなり、医師免許を持つ自衛官が「もう限界だ」と叫び、すぐ病院を出発したという供述もありました。判決ではこれらの被害についてはほとんど触れず、また、原発から漏れ出た放射性物質の拡散が避難を妨げた事実を認定していません。



【判決】

**放射性物質の拡散が
避難を妨げた事実を認定していない。**

原発には高い安全性が 求められていないのか

判決では、事故前の社会通念が反映された原発安全審査では、原発事故の可能性を限りなくゼロに近くなるよう対策することは求められていなかった、と判断しました。

しかし現実には「安全神話」と呼ばれるほど、国や電力会社は原発の絶対安全性をアピールしていました。1992年の伊方原発訴訟最高裁判決でも、原発の過酷事故は万が一にも起こらないように安全確保されるべきだと判じています。今回の判決は、最高裁が求めた安全性をも切り下げるものでした。

津波対策の有効性を 判断しない判決

検察官役の指定弁護士は、津波対策として、防潮壁の設置や建屋の水密化、非常用電源の高台移設などを行



い、完了するまでは原子炉を停止すべきだったと指摘しましたが、判決ではこれらの津波対策が有効かどうかの判断をせず、原子炉の停止以外に事故を防ぐ手段はないと決めつけ、最大の争点から逃げてしまいました。

津波対策は了承されたのか

東電経営陣は、津波対策の必要性を認識し、いったん了承をしながらのちに先送りにしたことが裁判で問われています。これを裏

付けるのが、当時の東電の津波対策部門ナンバー2だった山下地震対策センター長の供述調書です。山下氏は、勝俣社長(当時)らが出席した「御前会議」で、津波対策を実施

00014
00015 関係各位

【津波対策会議 日程調整のメール】

00016 敬啓 関係各位 山崎 様へ。
00019 現在、土木Gにて津波高さの検討を進めており、
00020 結果がもうすぐ出るとの話を聞いております。
00021 また、先回の社長会議でも津波の対応について
00022 報告しています。
00023 評価上、津波高さが大幅に上がることは
00024 避けられない状況であることから、
00025 その対策について
00026 具体的なエンジニアリングスケジュールを作成し、
00027 土木、建築、機電を含めて今後の対応策について
00028 十木、建築、機電を含めて今後の対応策について

する方針を説明し、これが了承されたと供述しています。ところが、裁判所はこれを「信用性がない」として否定しました。山下氏にはウソをつく動機はなく、社員がやり取りしたメールや議事録の内容からも、津波対策を進めていたことは明らかです。これは、控訴審での最大の争点になると思われます。

政府機関の「長期評価」は信頼できないのか

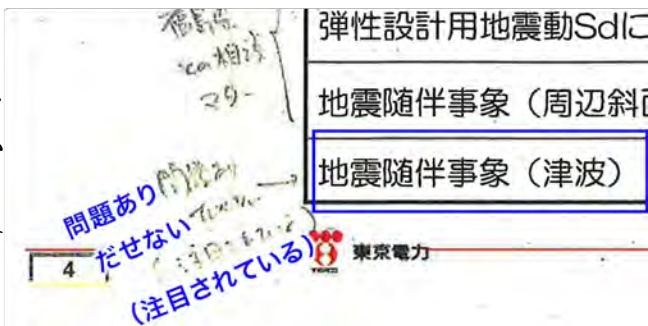
東電が事故前に計算していた15.7mの津波高は、政府機関の地震調査研究推進本部が発表した「長期評価」を基にしたものでした。判決では、この「長期評価」に原発を停

止させるだけの信頼性はないと判断しましたが、法廷で証言した地震学者たちの中に、長期評価の結論について否定をした人はいません。防災のために設置された公的機関の知見を無視して起きた事故の責任は問われなければなりません。



原発を止めるよう指摘した人はいなかった？

東電が15.7mの津波計算結果を国に報告したのは計算結果を得てから3年後、原発事故の4日前でした。福島県には事故が起るまで隠し続けていました。安全審査に関わる専門家に対しては根回しを行っていたことも明らかになっています。原発を止めるよう指摘がなかったから事故が防げなかったという判決は、これら東電の隠ぺい工作を追認する誤った判断です。



福島原発刑事訴訟の経過

- 2011.3.11** 東京電力福島第一原子力発電所
事故発生
- 2012.6.11** 福島原発告訴団が結成され、避難
者を含む福島県民1,324人が東電
幹部らを刑事告訴
11月にも追加で告訴・告発を行い、
合わせて14,716人の集団告訴と
なる
- 2013.9.9** 検察庁が被疑者全員を不起訴処分
とする
- 2013.10.16** 不起訴処分を不服とし、東京検察
審査会に申し立てをする
- 2014.7.31** 東京第五検察審査会が東電元経営
陣3名を「起訴すべき」と議決、
検察庁は再捜査を開始する
- 2015.1.22** 検察庁は再度、不起訴処分を決定
- 2015.7.31** 東京第五検察審査会が、東電元経
営陣3名に対し「起訴議決」とし
たことを発表、元経営陣3名の強
制起訴が決定する
- 2016.2.29** 検察官役を務める裁判所指定の弁
護士（指定弁護士）が、東京地裁に
裁判を開くよう求める（強制起訴）
- 2017.6.30** 東京地裁第104号法廷にて、初公
判が開かれる
- 2019.3.12** 第37回公判期日にて結審する
- 2019.9.19** 東京地裁判決言渡し
- 2019.9.30** 指定弁護士が控訴申し立てを行う



福島原発刑事訴訟支援団 入会申込書

お名前	(ふりがな)
ご住所	〒
電話番号	
Eメール アドレス	
年会費 カンパ	¥ 年会費：1口¥1,000以上をお願いします。カンパがある方は合計金額をお書きください。

キリトリ

福島原発事故の責任を問うため、2012年に福島原発告訴団が結成され、全国の14,716人が刑事告訴を行いました。
そして強制起訴を経て裁判が開かれることとなり、裁判の支援のために福島原発刑事訴訟支援団が結成されました。
ぜひ支援団に加わり、一緒に原発事故刑事裁判を支えてください！

福島原発刑事訴訟支援団の活動

- ・ 裁判の傍聴と記録
- ・ 裁判の内容について社会に広く発信
- ・ 証拠の収集と分析

「福島原発刑事訴訟支援団」ホームページでも入会申し込みができます。

*年会費は一口1,000円から。

メール・郵送でも入会申し込みができます。お申し込みの際は、お名前・ご住所・電話番号・メールアドレスをお知らせください。

会員の方にはニュース『青空』をお届けします。バックナンバーはHPでご覧頂けます。

呼びかけ人

石丸小四郎 海渡雄一 鎌田慧 河合弘之 神田香織 佐藤和良
添田孝史 広瀬隆 満田夏花 水戸喜世子 武藤類子 保田行雄

賛同人

アイリーン・美緒子・スミス 明石昇二郎 秋山豊寛 安積遊歩 雨宮処凛 石田紀郎
李政美 今中哲二 落合恵子 鎌仲ひとみ 後藤政志 小森陽一 崎山比早子 島田恵
高木久仁子 高橋哲哉 田中三彦 豊田直巳 中嶋哲演 中村隆市 ノーマ・フィールド
花崎皋平 藤崎光子 湯浅一郎 横湯園子 渡辺一枝

被告人



元フェロー
武黒一郎



元会長
勝俣恒久



元副社長
武藤栄

『東電刑事裁判 不当判決』 2019年/33分/© Kプロジェクト/DVD(*上映貸出用BDあり)
監督 河合弘之/構成・監修 海渡雄一/企画 福島原発刑事訴訟支援団・福島原発告訴団
協力 東電株主代表訴訟

発行・お問合せ

福島原発刑事訴訟支援団 

〒963-4316 福島県田村市船引町芦沢字小倉140-1

080-5739-7279 info@shien-dan.org <https://shien-dan.org/>

郵便局から【郵便振替口座】02230-9-120291 【加入者名】福島原発刑事訴訟支援団

他の金融【銀行名】ゆうちょ銀行【金融機関コード】9900【店番】229

機関から【預金種目】当座【店名】二二九(ニニキユウ)【口座番号】0120291

